

## 第5回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

|                   |  |   |
|-------------------|--|---|
| 附属機関又は<br>会議体の名称  | 教育委員会臨時会   |   |
| 事務局（担当<br>課）      | 教育部庶務課   |   |
| 開催日時              | 平成28年4月27日 午後2時  |   |
| 開催場所              | 教育委員会室   |   |
| 出席者               | 委員   | 菅谷 眞（委員長）、藤原 孝子（委員長職務代理者）、樋口 郁代、北川英恵、三田 一則（教育長） |
|                   | その他  | 教育部長、庶務課長、学務課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長、統括指導主事2名    |
|                   | 事務局  | 庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事                        |
| 公開の可否             | 一部公開 傍聴人0人   |   |
| 非公開・一部公開の場合は、その理由 | 第18号議案は人事案件のため、報告事項第2号は個人情報に関わるため非公開とする。   |   |
| 会議次第              | 第15号議案 平成28年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について<br>第16号議案 豊島区立学校衛生委員会の委員等の選任について<br>第17号議案 豊島区学校設置条例の一部改正に伴う立案請求について<br>第18号議案 臨時職員の任免<br>協議事項第1号 豊島区図書館経営協議会委員の推薦について<br>報告事項第1号 池袋中学校運動場整備について<br>報告事項第2号 小学校における食物アレルギー発症事例への対応について<br>報告事項第3号 平成28年度豊島区立図書館予算概要<br>報告事項第4号 平成28年度学校図書館司書業務について |   |

菅谷委員長)

第5回教育委員会臨時会を始めます。

(1) 第15号議案 平成28年度豊島区立豊島区学校運営連絡協議会委員の委嘱について

菅谷委員長)

最初に、第15号議案、平成28年度豊島区立豊島区学校運営連絡協議会委員の委嘱について、指導課より、お願いいたします。

<指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

学校運営連絡協議会について、今ご説明いただきましたが、委員の方、何かご意見、ご質問などございますでしょうか。

樋口委員)

任期が1年、再任は3期まででございますか。最高で3年ということになるのでしょうか。

指導課長)

継続3年ということになります。

樋口委員)

7年というところが多く、目立つ学校もありますが、この辺について、何かお話があれば教えてください。

指導課長)

先程申し上げましたように、原則、1年単位で3年ということになっております。しかし、各学校におきましては、地域とのつながり等の関係で、どうしても町会の方々、育成委員会の方々に継続してお願いしていかなくてはいけない内容、もしくはそのような状況がございます。継続理由の中で、4年以上の方については継続の理由をご記入くださいという内容で、その中身を精査しながら、提出していただいているところでございます。

やはり各学校におきましては、例えば町会の方々ですと毎年次の方への依頼をお願いしているところでございますが、なかなか学校と地域のつながりという点では変更できない部分もあるというような回答をいただいております。

樋口委員)

おっしゃる意味はよく分かりますが、学校運営連絡協議会をどのように学校経営の味方にしていくかというような視点を校長がしっかりと分かっていないと、現状そのようなことは無いとは思いますが、その人は重鎮のため入れておかなければならないというような決め方になりかねると思います。人事異動により、校長も変わりますので学校運営連絡協議会というものが校長にとってどのような位置づけであって、どのように学校経営を活性化させていっているのか、しっかりと意義を伝えながら人選にあたるようにされるとよろ

しいと思いました。

三田教育長)

少し補足させていただきますと、学校運営協議会を本区に設置してもう10年以上になるのですが、全校で設置したという点は自治体の中でも早いほうだったと思います。長年委員をやっている方がおられますと、定視線でいろんなことを見ていけるという部分と、その人以外がものを言えなくなってしまうというメリットとデメリットが出てきます。協議会設置の目的は、地域の応援団として経営の味方になっていただくということですが、そうしたデメリットにより、そうでなくなってしまう場合が出てきます。やはり少しずつ委員を交代しながら、定着度と、新しい空気を呼び込むことを両立させ、学校経営に資するということを考えてやっております。当初は、20人を超えるような委員会がありました。そうすると会議にもならないという話になり、人数を絞りました。それから、1年に3分の1ぐらいずつ交代していけば、先程申し上げました通り、定着しつつも新しい意見を取り入れ、いろいろなことができるのではないかと任期の基準を設けるなど、基準の整備を進めてまいりました。

また、先ほど区民参加という話がありました。教育を区民の参加のもとに進めていくというのは豊島区の基本的な方針ですが、特定の人はずっと長く委員となることは、その基本から外れてくるのではないかと思います。私どもの願っているところと、経営マネジメントとして、今年度学校運営連絡協議会を、校長としてどのように設置して考えてミッションを与えていこうとしているのかという報告要旨も含め、このペーパーをどういった考えで作ったのかということなど、情報収集していただき、教育委員会に反映できるようにしてもらいたいと思います。

ですので、委員の選任についても、所管しているところの現状維持で、昨年そのまま学校に求めて、昨年をそのままを回答いただくと、基準を踏襲し、新陳代謝を前提としてやっていることへの理解が十分されていないという心配があります。これからまだ選任報告が上がってくると思いますので、学校からの事務連絡で終わることのないようにしてもらいたいと思います。

私は、情報をこうして教育委員会で議案として出すときに、今年度はどのような問題、傾向、課題があるのか等について必ず考察してもらいたいといつも言っています。それは、学校から上がってくる情報はこのようなことであっても、内々ではこのような矛盾や問題を抱えているということも含めてです。そうした情報がなければ、フォローができないということもございます。例えば一昨年、ある中学校で、3年務められた協議会の委員を何も説明しないまま事前説明しないまま校長が変えたため、当然その人がまた来ると思っていた地元の方々から、そういったことについて教育委員会にお叱りをいただいたことがございます。よかれと思って協力してくれている人の意を踏みにじってしまうようなことがあったり、そういったことはやはり学校がきちんと説明することで、誤解を生んでしまうことも防げますし、教育委員会としてもフォローすることができます。

ですから、この基準は機械的に運用してくださいと言っているのではなく、校長先生が学校経営に資するように一つの目安として考え、上手に使うて欲しいということをおっしゃいます。地域の事情や学校の事情、そういうものを十分考慮するということが書かれておられますので、そうしたことを踏まえ、今年のミッションはどのようなものかを、校長として明確にして、教育委員会に提出して欲しいと思います。それを受け、教育長名で各委員に事例を発令しているというその重みをしっかり含んでいただきたいと思いますので、この後の集約については十分ご配慮していただければありがたいと思います。

菅谷委員長)

他の委員の方どうでしょうか。

北川委員)

各学校・幼稚園から上がってきた名簿を拝見させていただきましたが、現職の保護者が入っていない学校もあります。保護者としてではなく、別の役職名で入っていることもあり得ると思います。保護者は入っていませんが問題ないのでしょうか。

指導課長)

設置要綱では、保護者代表を構成委員としておりますので、入っております。入っていないところにつきましても、別の役職名で参加されている保護者の方もいらっしゃるかと考えております。

三田教育長)

そういった事情があるのであれば、役職名と保護者代表だということを併記して明示すべきだと思います。受け取る際にこういったことについて確認し、不備があれば訂正してもらおうということを丁寧に行っていただきたいと思います。

天貝部長)

今後の学校運営連絡協議会につきましては、非常に発展性があると教育委員会の事務局としては捉えています。地域の方々が参加しているこの運営連絡協議会は、コミュニティスクールの土台として非常に有効な会議体であり、学校を支える母体として有効であるということが、豊島区で進めているセーフスクールを実行していく上でも確認されたところでございます。28年度の指導課の組織目標にコミュニティスクールの検討促進というのがございます。文科省も特に推進しているもので、これをいかに豊島区版として確立するかということが今年度の目標であり課題であると、課としても教育委員会事務局としても考えております。

発展性のあるコミュニティスクールのためには、学校運営連絡協議会は非常に重要な会議体であり、有効に活用するために、手続の面でも慎重に進めていきたいと思っております。

菅谷委員長)

確かにこれはコミュニティスクール、ISSとの関係で、おっしゃる通りだと思います。

藤原委員)

例えば、周年行事を控えている学校は、地域の重鎮を委員として委嘱していることはま

まあるのではないかと私は思っております。また、実施要綱を委員の方にも配付して、任期が3回までであるという基本方針自体は伝わっているかと思えます。委員の中には町会長さんも副会長さんもいますので、場合によっては副会長に交代していただきながら、3年間という年限の中で組織的に委員をやっていただくことも可能であると思っております。学校が周年行事を迎えるという特殊な場合は別として、校長先生の考えを、地域の人にもきちんと示していただきたいと思っております。

菅谷委員長)

人選については、毎回いろいろなご意見があります。惰性的に続けてお願いしているのでは、と考えられる場合もありますが、今回の委員の皆さんは、必要な方が多いように思えます。

それから、先程部長もおっしゃいましたが、コミュニティスクールとの関係で、この運営協議会は、実際の学校運営の中でどれほど影響があるのでしょうか。また、運営協議会から発案があり、それにより学校の運営に良い影響があったというような事例は実際にはあるのでしょうか。委員会ができるということは、そういった効果が期待されているということだと思います。

指導課長)

私が、昨年度まで校長だった朝日小学校の例を申し上げますと、学校では、地域との連携を図るため、地域主催の会議、催し、協議に参加したり、逆に学校側が企画した取り組みに、地域の方をお呼びしたり、一員として参加していただくこともございました。

例えば、朝日町会には田んぼがございます。この区内唯一の田んぼで田植え、稲刈り、どんど焼きのような取り組みを紹介していただき、学校職員や児童が参加するような取り組みを実施しているところもございました。このように、地域・学校が協力して児童の健全育成を図る取り組みを実施している例もございます。

学務課長)

学校運営連絡協議会でございますが、昨年防犯カメラを設置する際に、この会の方々にご意見を伺いながら、学校、協議会、教育委員会が一緒に実施したという経緯もございません。

菅谷委員長)

いずれにしても、学校と地域との結びつきの中で協議会を上手く利用していくことが必要だと思います。そういった観点からもこの運営協議会は上手く進んで欲しいと思います。

以前にあった要望の中で、地域の様々なお祭りと学校の日程が重ならないように、学校の予定表を地域にも教えてほしいという話がありました。そういったご意見があるということは、連携が取れてない部分があるということだと思います。今後発展的に進めていく上で、学校の年間行事を実施する際には、運営協議会を利用して協議をするということもやっていただきたいと思います。

今日はその委員の方の名簿についての議案であり、様々な指摘がございましたが、非常

に重要な協議会でございますので、引き続き先程の意見も含めて協力していただきたいと思います。今回の件については皆さん了承していただけますか。では承認いたします。

(委員全員異議なし 第15号議案了承)

(2) 第16号議案 豊島区立学校衛生委員会の委員等の選任について

菅谷委員長)

それでは、第16号議案、豊島区立学校衛生委員会等の選任について、指導課よりよろしくをお願いします。

<指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご意見、ご質問等ありますか。

これは毎年の案件でございますので、特に大きな問題はないかと思えます。承認してよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第16号議案了承)

(3) 第17号議案 豊島区学校設置条例の一部改正に伴う立案請求について

(6) 報告事項第1号 池袋中学校運動上整備について

菅谷委員長)

では続きまして、第17号議案、豊島区学校設置条例の一部改正に伴う立案請求について、庶務課をお願いします。

<庶務課長、学校施設課長 資料説明>

三田教育長)

説明を聞き、疑問が二点ございます。

まず一点目は学校の順番についてです。これは正式に立案請求する議案です。つまり、条例を申請する際にはこの資料を使うこととなります。その上で、17号議案の1番の区立学校の位置変更の対象校が、なぜ池袋本町小学校、池袋第三小学校、池袋中学校の順番であるのか分かりません。(2)の設置位置の順に関しても同様です。説明文の中で、池袋本町小学校、池袋第三小学校及び池袋中学校と表記されていますと、非常に誤解を生むように思います。池袋第三小学校が併設するのではなく、住所が同じところに併設するということですね。ですので、区立池袋本町小学校、次が区立池袋中学校とし、「併設」とかぎ括弧でただし書きをつけるべきだと思います。今まで本区では併設校はありませんでした。ですので、条例にも載っていません。しかし今回新しく載せることに伴い、正確な表記を検討すべきなのではないかと思えます。議案請求として、正確なものを提出していただきたいと思えます。また、本案件の次の改正条例の内容には順序性があり、体系的に出されているものの、説明資料の内容と合致していません。条例案件という、区民に対しても責任を負わなければならないものですので、訂正したものをもう一度出し直していただきたいと思えます。今日この議案については、内容の趣旨については議論していた

だくのは結構ですが、決定は次回に正式な文書で決定するか、訂正して改めて出すか、どちらか判断してもらいたと思います。

二点目は、アスベスト問題に関する資料についてです。報告案件として出ていますが、条例改正の議案請求をするときには現状発生していることについて当然説明をするべきですし、どのように計画が変更され、今後どうなるのかということについては議会も注目する点です。

まず、この資料の1番の後、このことが原因で起こったのか、記載がありません。また、解体工事をする場所の地図もなく、アスベストの状況もわかりません。こういう資料では、議会への説明責任が果たせません。

また、資料4番の裏面にあるスケジュールについて、変更後どのようなスケジュールなのか、全くわかりません。スケジュールの変更は、正確に出していただきたいと思います。予算、時間、契約などについての変更も伴います。それらも含めてどういう問題点や課題があるのかということも説明する必要があります。そうした事項が正確に表記されていないものを、今回の議案として正式に教育委員会で決定してしまうことは、教育委員会の権威にかかわる問題です。

教育部長)

設置条例については、後ほど庶務課長から説明があると思います。

アスベストの問題については、現段階での状況についての報告案件として、今回の教育委員会で報告をするという趣旨でございます。

教育長が懸念しております、第二回定例会での設置条例の変更、一部改正、それから池袋中の解体工事を含めたグラウンド整備工事については、業者選定を行った段階で、契約案件として出す予定で準備しております。従いまして、契約案件の中にどういった資料を作るかということはまた別の話になります。

今回の学校施設課長が出した資料というのは、従来、アスベスト工法について、4月の段階で判明した事項を説明すると申し上げていたことから、現段階ではこのようなスケジュールのアスベスト工法に決まったという報告です。ただ、資料についてはご指摘のとおり、曖昧な部分があったということは否定できませんので、以後、気をつけたいと思います。

庶務課長)

設置条例につきましては、この資料最後の1ページに、設置条例の新旧対照表がございます。別表のとおり、行政順で池袋本町小学校、池袋第三小学校、池袋中学校と記載し、資料を作りました。

しかしながら、教育長からのご指摘を受け、最初の提出議案5番につきましては、池袋本町小学校と池袋中学校が併設型の小中連携校であるとの説明を加え、訂正させていただきたいと思います。

条例の一部を改正する立案請求につきましては、総務課が第二回定例会に条例議案を議

会に上程する関係で、この内容を訂正するという事でお認めいただければと思います。内容については、新しい校舎に位置が変更するという物理的な変更でございます。資料につきましては、教育長からご指摘いただいたように訂正させていただきたいと思っておりますので、その点、ご検討いただければと思います。

菅谷委員長)

説明についてはわかりました。教育長からご指摘があったように、表現や記載順番については直していただく、ということとします。また、時間的に間に合わないということですので、内容そのものは、特に問題はないと思うのですが。

三田教育長)

庶務課長の説明で、基本的には理解しました。しかし、新旧対照表における記載の方法については、疑問があります。現行の改正表では、併設型ということが読み取れません。表記を改正することも視野に入れ、法規係と相談をして、妥当性を持ってきちんと説明してもらいたいと思っております。

教育部長)

教育長のおっしゃることはよく分かります。しかし、今回は併設型の学校ではありますが、学校教育法の位置付けで、義務教育学校ではございませんので、小学校は小学校、中学校は中学校という形で条例上規定されており、この順番や住所は変えることができません。ただ、説明の中で、この学校は併設校だと表現していくという方針で、法規係との調整はついております。

三田教育長)

部長がおっしゃることも分かります。しかし、条例というのは体を表すものだと思います。私が言っているのは、順番を変えて欲しいということではありません。学校名の表記の仕方が、単独校のようにしか受け取れないものではよくないということです。

庶務課長)

総務や法規係と再度相談させていただいた上で、事務局でもう一度内容を含めて、次回改めて提案させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

菅谷委員長)

今、いろいろご意見、討論がございましたが、内容については基本的に表現の仕方ということだと思います。その点につきましては改めて練っていただいて、もう一度出させていただくということによろしいかと思っております。

(委員全員異議なし 第17号議案継続審議)

(委員全員異議なし 報告事項了承)

#### (7) 報告事項第2号 小学校における食物アレルギー発症事例への対応について

菅谷委員長)

それでは、続きまして、報告事項第2号 小学校における食物アレルギー発症事例への対応について、学務課よりお願いたします。

<学務課長 資料説明>

**個人情報に関わるため非公開**

(委員全員異議なし 報告事項了承)

**(5) 協議事項第1号 豊島区図書館経営協議会委員の推薦について**

菅谷委員長)

それでは、協議事項第1号、豊島区図書館の経営協議会委員の推薦について、図書館課  
お願いいたします。

<図書館課長 資料説明>

菅谷委員長)

ありがとうございました。今まで前教育委員の千馬先生に委員をお願いしていましたが  
どなたか新しい委員をご推薦いただきたいと思います。

それでは、藤原委員にお願いできればと思います。藤原委員、大変ですけれども、よろ  
しいでしょうか。

藤原委員)

よろしく申し上げます。

菅谷委員長)

どうぞよろしくお願いいたします。藤原孝子委員にお願いいたします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

**(8) 報告事項第3号 豊島区図書館予算概要**

菅谷委員長)

続きまして、豊島区立図書館予算概要について、報告をお願いいたします。

<図書館課長 資料説明>

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご質問等ござい  
ますか。

この駒込図書館の維持管理費の経費がゼロになるということはどういうことでしょうか。  
図書館課長)

縦4番の指定管理者関係経費ということで、駒込図書館と上池袋図書館が指定管理者に  
なることに伴いまして、維持管理経費が全て指定管理者の経費に上乗せされているという  
こととなります。これまで区で持っておりました地域図書館の維持管理経費が指定管理者  
に移るということでございます。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

他に、特にご質問等なければこれを了承したいと思います、よろしいですか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) 報告事項第4号議案 平成28年度 学校図書館司書業務について

菅谷委員長)

それでは、報告事項第4号、平成28年度学校図書館司書業務について、図書館課よりよろしくをお願いします。

<図書館課長 資料説明>

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。ただ今のご説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

樋口委員)

一点教えてください。実施校で朋有小学校と池袋中学校以外の中学校が書いてないということは、そこには司書さんが毎日いらっしゃるということですか。

図書館課長)

朋有小学校につきましては、地域図書館ということで、図書センターという形で別に司書の方が配置されていると伺っております。また、28年度は初年度ということで、小学校を中心に配置したところでございます。29年度以降、さらに中学校、最終的には全ての小中学校に図書館の非常勤職員を配置し、司書業務を行う予定でございます。

樋口委員)

言語活動の充実等々の観点もございまして、専門の司書の方が各学校に来てくださるのは本当にありがたく、とても大事なことだと思っております。そうすれば、学校図書館の活性化にもなりますし、また、子供たちが地域の図書館により一層通いやすくなることがございますので、ぜひこれを成功裏に収めていただいて、全小中学校と連携をしていただけたらと思います。

また、この司書さんたちに対しては、各学校の司書教諭、中学校でいえば国語科の先生と連携をして、学校図書館もしくは読書活動という観点から広げていただければと思います。

教育部長)

豊島区の図書館司書の配置について、もう少しお話ししたいと思います。既に平成23年あたりから、全校に図書館司書は配置しております。民間の業者に委託をいたしまして、その後派遣という形に変えて、全校実施しております。今年からは学校図書館司書業務について、小学校の部分については今までの委託をやめまして、直接非常勤の職員、区の職員を小学校に配置して実施しております。これにつきましては、先ほどお話に出た指定管理者制度を地域館で導入したことで、余裕のある司書を学校に投入したということがございます。これまでは委託契約ですので、直接職務命令を発することができなかったのですが、区の職員が学校現場の図書館司書になって、校長の直接の指揮命令のもとで、校長の意向を反映するような内容も今後期待できます。28年度の小学校につきましては、日数についてはさほど増えてはませんが、全て非常勤の職員が司書として学校のほうに行

くという形で行っております。中学校は、28年度当初ですので委託業務でやっておりますが、今後本区の学校図書館については、司書を配置して、できるだけ図書館の司書さんが子供達の顔と名前が一致するくらいの距離感で業務を行い、個人個人の子供たちの図書の借りている状況、読書の状況について把握できるような形になるように応援していきたいと思っています。

菅谷委員長)

ありがとうございます。今まで以上に司書の方の活躍の場が増えたということだと思います。

それでは、これについては何かございますか。

三田教育長)

ぜひこれからの課題としてお願いしたいことがございます。今、学校図書館は、改築校については学習情報センターという位置づけで、学校の一番中心的な機能になるよう、これまでの読書活動プラス調べ学習に対応していくということと、タブレットパソコンや校内無線LANというツールを導入しておりますので、どこでも、どの教室でもタブレットを使えるという環境設定をして、調べ学習が多様化できるように、旧来の学校図書館に手を入れて、お金をかけて装備を改築しながら、学校図書館の情報センター化を進めております。読書指導や、調べ学習、さらに、21世紀のアクティブラーニングに耐えられるような学習環境を作っていくことを目標とし、私たちもやっています。そうした視点からも、図書館司書の方、学校との密接な連携ができると思っております。今年度の配置について、新規ということ内外から様々な評価をされると思いますが、私たちもしっかりサポートしていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

菅谷委員長)

ありがとうございました。それでは、この件について了承いたしました。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

#### (4) 第18号議案 非常勤職員の任免

菅谷委員長)

それでは、第18号議案、非常勤職員の任免について、庶務課よりお願いします。

<庶務課長 資料説明>

### 人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第18号議案了承)

それでは、今日の議案は全て終了いたしましたので、これで委員会は終了したいと思います。

(午後5時10分 閉会)

